

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年8月24日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年9月25日から同年10月15日まで縦覧に供する。

平成19年9月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
家浦地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 家浦地区	土庄町農林水産課
寺ノ上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 寺ノ上地区	〃
屋形崎地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 屋形崎地区	〃